決済	会　長	局　長	係　長	係	

垂　水　市　農　業　委　員　会　会　議　録

農業委員会等に関する法律第27条第１項の規定に基づき、第26回垂水市農業委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

日　時　　令和２年７月22日（水）　午前９時30分～午前10時31分

場　所　　第一会議室

出席者

議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名
1	重 吉　伸 哉	6	森　千 秋
2	中 間　信 二	7	村 山　繁 稔
3	大 迫　和 昭(欠席)	8	永 吉　浩 幸
4	下 瀬　秀	9	小 畑　良 之
5	瀬 角　初 美	10	葛 迫　巧

出席した事務局職員

局　　長　　森　秀　和

農地係長　　美　坂　康　人

主　　査　　神　川　綾

主　　事　　浦　元　駿

付　議　事　件

(1)　非農地について

(2)　農地法第３条許可申請について

(3)　農地法第４条許可申請について

(4)　農用地利用集積計画の決定について

議　長	会長あいさつ。
係　長	諸般報告。
議　長	ただいまから、第26回総会を開催いたします。 出席委員は10名中９名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 議事録署名委員は、８番永吉委員、９番小畑委員にお願いいたします。 それでは、議案第１号非農地について上程いたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第１号の２ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図１ページをご覧ください。 受付番号１番、申請人〇〇〇〇様、申請地は〇〇字〇〇番〇〇、地目は畑、面積は29㎡となっております。 続きまして住宅地図２ページをご覧ください。 受付番号２番から５番の説明をいたします。 申請人は同じく〇〇〇〇様、申請地は〇〇字〇〇番〇〇、地目は畑、面積は724㎡、〇〇番〇〇、地目は畑、面積は63㎡、〇〇番〇〇、地目は畑、面積は441㎡、〇〇番〇〇、地目は畑、面積は690㎡となっております。 全ての申請地に雑草や竹が繁茂しており、農地として利用することが困難であり、今回、登記地目を畑から原野に変更したいとのことで、非農地証明願いが提出されたところです。 以上で説明を終わります。
議　長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
８番委員	非農地について１番から５番ついてご報告いたします。 去る７月15日私と小畑委員、事務局職員２名、計４名で現地調査を行いました。 申請人は〇〇〇〇さんで、申請地の５筆について現地を確認したところ雑木等が茂っておりました。 また、申請者は高齢であるため、今後農業を続ける事もできず、申請地を畑に復旧する事は、大変困難であるとの事ですので、畑から原野に変更したいとのことでございます。 以上のことから農地として復旧することは困難であると判断いたします。

議　長	ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議　場	なし。
議　長	異議はございませんので、議案第１号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議　場	はい。
議　長	議案第１号は、原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第２号農地法第３条許可申請について上程いたします。 事務局の説明をお願い致します。
事務局	議案第２号「農地法第３条許可申請について」ご説明申し上げます。 議案書は４ページになります。合わせて別紙の申請地を示した地図２ページから御覧下さい。今月の許可申請は６件でございます。 １番の譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんで本人の希望によります経営規模拡大となります。 ２番の譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さんで親戚間での土地の交換になります。 ３番の譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さんで親戚間での土地の交換になります。 ４番の譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さんで本人の希望によります経営規模拡大となります。 ５番の譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さんで親子間の贈与による所有権移転となります。 ６番の譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇〇さんで親戚間の贈与による所有権移転となります。 申請書の記載内容によれば労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有しております。また申請地取得後には農業委員会が定める別段の下限面積を満たし、全部効率的な利用がなされる予定であり、農地法第３条第２項の各号には該当しないと思われることから、許可要件のすべて満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議　長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

８番委員	１番の譲渡人は○○○○さん、譲受人は、○○○○さんでこの案件は○○○○さんが○○○○組合の組合長を辞めるということで○○○○さんに受け継いでいくということでした。いろんな仕組みがあり、個人名義でないといけないということで所有権の移転をするということでした。
６番委員	２番と３番ですが、４ページの地図を見ていただければ分かりますように隣同士の田となっております。○○○○さんと○○○○さんのそれぞれのお父さんが土地を購入された時に地番とは逆の土地をそれぞれ耕作してしまったようです。今回、市道の拡張に伴い、判明したそうです。既に○○○○さんの土地にハウスが建っていることから今回の地番を元に戻すという作業になりました。
８番委員	４番の譲渡人は○○○○さん、譲受人は○○○○さんで本人の希望によります経営規模拡大ということで問題ありません。
１番委員	５番の譲渡人は○○○○さん、譲受人は○○○○さんで親子間の贈与ということで何ら問題ありません。 ６番の譲渡人は○○○○さん、譲受人は○○○○さんで親戚間の贈与ということで問題ありません。
議　長	ありがとうございます。 ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありますか。
８番委員	１番の件ですが、譲受人の○○○○さんは引き受けたものの意味が全く分かってなかった。事務局の方で分かることがあれば、説明をお願いします。
事務局	この土地は歴代の○○○○の組合長が管理するということで今回組合長が○○○○さんから○○○○さんに代わり、今回の申請となりました。
議　長	私もこの組合に入っており、○○○○さんにはちゃんと説明をしました。
８番委員	本人が半信半疑でよく分かっていないようでした。
議　長	○○○○さんが脱退したので、役員改選で○○○○さんが組合長になりました。この土地は組合長の名義に代えないといけないという決まりがあり、そういう経緯となっています。
８番員	分かりました。
議　長	他に何かございませんか。

議　場	なし。
議　長	異議がございませんので、議案第２号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議　場	はい。
議　長	議案第２号は、原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第３号農地法第４条許可申請について上程いたします。 事務局の説明をお願い致します。
事務局	今月の申請は１件となります。 議案書７ページ及び議案書に同封いたしました住宅地図 12 ページをご覧ください。 受付番号１番、申請人は○○○○様です。 申請地は○○字○○番○○、地目は畑、面積は 4,965 ㎡ です。 申請人は規模拡大のため、牛舎を建設したいとのことで申しました。 なお、申請者は平成 18 年 12 月 22 日に堆肥舎建設のため、同申請地を申請し、許可となりましたが、許可書を紛失してしまったとのことで、堆肥舎建設も含めて、再度申請となります。 以上です。
議　長	次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
８番委員	7 月 15 日に、私と小畑委員と事務局２名の 4 名で現地調査を行いました。 申請人の○○○○さんは、事業拡大のため、農地転用を申請したとのことでした。 土地造成については、土留め工事を行い、土や雨水は流れないように措置するとのことでした。現地は、東側、西側が畑、南側が道路、北側が畑と道路に囲まれており、周辺農地に対して日照通風等による影響はなく、何ら問題はないと思われます。 以上です。
議　長	ありがとうございます。 次に農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から説明をお願いします。

事務局	申請地は、市役所から南東へ約3.6キロに位置し、農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号に規定する農用地区域内にある農地に該当しますが、牛舎・堆肥舎を建設することから不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当すると判断します。 代替地検討を行ったものの、外に適当な土地はなかったとのことです。 資金面は自己資金で賄う計画で、金融機関の発行した残高証明書が添付されております。 被害防除の面では、土留め工事を行い土や雨水は他の農地に流れないように措置するとのことでした。周辺農地に対して日照通風等による影響はなく、周囲の農地に影響を及ぼすことはないとのことです。 以上で説明を終わります。
議　長	ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。
議　場	なし。
議　長	異議がございませんので、議案第３号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議　場	はい。
議　長	議案第３号は、原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第４号農用地利用集積計画の決定について上程いたします。 事務局の説明をお願い致します。
事務局	議案第４号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。 ９ページをお開きください。 今月は、69筆の利用権設定がありました。 新規設定は田が20筆で12,894㎡、畑が45筆で35,819㎡です。 再設定は田が3筆で1,797㎡、畑が1筆で1,075㎡です。 全体で、田が14,691㎡、畑が36,894㎡となり、合計69筆で51,585㎡になります。 １番から69番については、貸借期間が５年、10年までの契約となっており、使用貸借34筆、賃貸借35筆です。 以上、これらの内容は農業経営基盤強化促進法第18条の第３項の要件を満たしております。 以上です。

議　長	次に担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
１番委員	１番から７番まで借人が○○○○さんこれは新規契約ですが、1番から６番までは10年間の賃貸借、７番は10年間の使用貸借ということで問題ありません。
２番委員	８番から10番ですが、貸人の○○○○さんと借人○○○○さんは兄弟であり、新規の10年間の使用貸借ということで問題ありません。
６番委員	11番から32番まで借人は全て○○○○さんで貸人の○○○○さん、○○○○さん、○○○○さん、○○○○さん、○○○○さん、○○○○さんにお話を伺ったところ、今まで貸していた方や新規の方ですが、何ら問題ありませんでした。
８番委員	32番から43番まで借人は○○○○さん新規の利用権設定ということで問題ありません。 44番45番、借人が○○○○さんで新規の５年間の賃貸借ということで問題ありません。 46番、借人が○○○○さん再設定の10年間の使用貸借ということで問題ありません。 47番48番、借人が○○○○さん新規の10年間の使用貸借と新規の10年間の賃貸借ということで問題ありません。 49番、借人が○○○○さん新規の５年間の賃貸借ということで問題ありません。 50番から53番、借人が○○○○さん新規で10年間の使用貸借ということで問題ありません。 54番55番、借人が○○○○さんで新規で10年間の賃貸借ということで問題ありません。
９番委員	56番から58番、借人が○○○○さんで新規で５年間の賃貸借で問題ありません。 59番から61番、借人が○○○○満さんで再設定で５年間の使用貸借ということで問題ありません。
10番委員	62番の○○○○さん、63番から69番の○○○○さんは今まで借りてきたので、今回利用権を設定るすることになりました。いずれも新規で10年間の賃貸借ということで問題ありません。
議　長	ありがとうございます。 ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありますか。
議　場	なし。

議　長	議案第４号は原案のとおり決定しました。 以上をもちまして、第26回総会を終了します。 垂水市農業委員会 会　　長　葛 迫　巧 署名委員　永 吉　浩 幸 署名委員　小 畑　良 之